

令和3年第3回（11月）臨時会

東伊豆町議会会議録

令和3年 11月9日 開会

令和3年 11月9日 閉会

東伊豆町議会

令和3年第3回東伊豆町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (11月9日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会の宣告	2
○町長挨拶	2
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第53号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）	4
○動議の提出について	2 2
○日程の追加について	2 2
○発議第4号 議案第53号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号） に対する附帯決議について	2 3
○閉会の宣告	3 1
○署名議員	3 3

令和3年第3回東伊豆町議会臨時会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和3年11月9日（火）午後1時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第53号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）

追加日程第1 発議第4号 議案第53号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）
に対する附帯決議について

出席議員（12名）

1番	楠 山 節 雄 君	2番	笠 井 政 明 君
3番	稲 葉 義 仁 君	5番	栗 原 京 子 君
6番	西 塚 孝 男 君	7番	須 佐 衛 君
8番	村 木 脩 君	10番	内 山 慎 一 君
11番	藤 井 廣 明 君	12番	鈴 木 勉 君
13番	定 居 利 子 君	14番	山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	太 田 長 八 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
企画調整課長	森 田 七 徳 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国 持 健 一 君	書 記	榊 原 大 太 君
--------	-----------	-----	-----------

開会 午後 1 時 0 0 分

◎開会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、こんにちは。

令和 3 年東伊豆町議会第 3 回臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会には、補正予算案 1 件が上程されております。

議員各位におかれましては十分御審議の上、円滑に議事を進行されますよう、切にお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は 12 名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和 3 年東伊豆町議会第 3 回臨時会は成立しましたので、開会いたします。

◎町長挨拶

○議長（稲葉義仁君） 町長より挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、こんにちは。

令和 3 年第 3 回臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまでに町議会議員の皆様、また、東伊豆町風力発電所の継承につきまして協議を重ねてまいりました。これらの協議などを踏まえまして、新規の風力発電事業への出資金などを内容とする令和 3 年度一般会計補正予算（第 6 号）を編成いたしましたので、今臨時会におきまして、御審議をいただきたいと思います。

立冬が過ぎ、暦の上では冬が始まりましたが、これからは朝、夕の冷え込みや日中の日差しの弱さを感じる事が数多くなります。

町民並びに議員各位におかれましては、健康には十分御留意され、御活躍されますよう、

御祈念申し上げまして、臨時会の開会の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
議事日程に従い議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において13番、定居議員、14番、
山田議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（稲葉義仁君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 議案第53号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第3 議案第53号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第53号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に2,100万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を61億5,895万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、町有地貸付料の増額を措置しております。

また、歳出では、白田区への配分金と風力発電事業者への出資金を増額しております。

詳細につきましては総務課長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第53号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）について概要を御説明いたします。

令和3年度東伊豆町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,895万8,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正前の金額に2,100万円を追加し、8,280万9,000円といたします。1節土地貸付収入、細節2、町有地貸付料2,100万円の増は風力発電事業者から風力発電室用地の地上権設定等の地代として2,100万円を受けるものであります。

7 ページ、8 ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、14 目諸費、補正前の金額に2,100 万円を追加し、4,906 万2,000 円といたします。

事業コード1、町有原野貸付事業、21 節補償補填及び賠償金、細節3、町有原野貸付料収入白田区配分金1,000 万円の増及び23 節投資及び出資金、細節1、風力発電事業出資金1,100 万円の増につきましては、先ほどの町有地貸付料を財源に白田区への配分金と現在の町営風力発電所跡地に事業を予定している風力発電事業者へ出資をするものであります。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額61 億3,795 万8,000 円に2,100 万円を追加いたしまして、61 億5,895 万8,000 円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額61 億3,795 万8,000 円に2,100 万円を追加いたしまして、61 億5,895 万8,000 円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源はその他財源が2,100 万円の増といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1 番、楠山議員。

○1 番（楠山節雄君） すみません、ちょっと確認をさせてください。

先ほど歳入の関係で地上権の設定に関わる土地代ということですが、歳出を見ると白田に1,000 万円と出資金1,100 万円、この合計だと思うんですが、この金額について、土地代金ですから多分、平米当たり幾らだとかという算出したのかなと想像ができるんですが、その辺の算出根拠と、あと、この金額が地上権設定ということですので、設定の期間に関わる、例えば10 年なら10 年の総額が一度に収入として入ってくるものなのかどうか、その辺ちょっとお伺いをさせてください。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 土地代の算出根拠でございますが、今回の風力発電事業に関わる土地15 筆、合計ですと75 万7,800 平米ほどございますが、事業計画用地としては5 万

5,780平方メートルを貸付けいたします。そのうち、5万5,780平方メートルのうち、4万2,300平方メートルについては、地上権を設定する予定地ということで1平方メートル当たり年間25円の単価で貸し付けます。地上権を設定しないその他用地1万3,480平方メートルについては、1平方メートル当たり10円で貸付けをいたします。今、申しました単価で単純に計算をいたしますと、貸付期間22年間で2,623万円となりますが、土地の貸付料については27年間で一括してお支払いいただくということを条件にして、将来の不動産価値の下落や資金の調達コストなどを加味して、土地代の現在価値を1,883万3,569円と算定しております。この金額に今後、分収林や官行造林の権利関係の整備に係る町の事務負担や分筆用の跡地については分筆をしないで地上権を設定することなどを認めるということも考慮し、およそ216万円を上乗せして、土地の貸付料を総額2,100万円としたところでございます。

今の説明の中にもちょっとございましたが、期間については22年間で、土地代金については一括で支払っていただくということになっております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） この地上権設定分については、単価が平米当たり25円、それからそれ以外の部分については平米ちょっと10円ということなんですけれども、この辺に設定をした何か根拠みたいなものというのは、例えばゴルフ場の貸付料だとか、いろんな形の中で町は貸付けをしていると思いますけれども、その辺、どういうところを根拠にその辺が設定をされたのか。

それと課長の説明の中でも、変動みたいなものも加味をしたということなんですけれども、途中、例えば土地が高騰してその辺のものが参酌をするという、じゃ、そのことはないということ、もうこれは不変の内容ということで理解をしてよろしいですか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） これ、算出の単価の参考でございますが、現在、加森観光のほうにゴルフ場の用地とアニマルキングダムその他用地ということで貸付けをしております、ゴルフ場用地については19円、その他用地については25円ということで貸付けをしておりますので、この25円を参考にしております。

また、現在も町営風車が建っている関係で、白田区には町営風車の土地代ということで1平米当たり5.4円で白田区にお支払いをしておりますので、この辺も参考にして今回の単価のほうを算出をしております。

これについては、割引率という考え方をしているんですけれども、将来受け取ることで
きる金額を現在受け取ろうとすると幾らになるかということで、検討をする場合に用いる指
数なんです、これについては今後20年間で町の人口が3分の2になるということもありま
して、ちょっと土地の値上がりがあるというがあるということは全く想定をしておりませ
んで、土地については将来財産の価値とすると、不動産の価値とすると、下がるだろうとい
うような前提で、割引率を見込んでおります。その代わり一括で言葉は悪いですが、取りつ
ぶれがないように、一括でお支払いをいただくということになっております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君）　ほか、質問ございませんか。

7番、須佐議員。

○7番（須佐　衛君）　今、1番議員が算定根拠という話でありましたけれども、よくこの話
になりますとその99か年貸付けという話が出てくるかと思えます。そのことを私も例規集等
で調べたところ、それが載っていないというようなことがありまして、課長にそのことを聞
きましたところ、取決めを記した書面というのは課長も見たことがないというような話があ
りました。

実際に、その浅間山から稜線がありまして、稲取と白田と分かれるんでしょうけれども、
あそこのところでどういう形でその区画が白田がどこで、稲取側がこっちだというような形
で分かれているんですか。その辺の区画のところがよく分からないんですけれども、その算
定根拠ということでちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（稲葉義仁君）　企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君）　99か年のことについては、当時のやり取りをした書類につ
いて、原本のほうは私のほうも見たことはございません。ただ、これは、まず随分古い話にな
りますが、明治22年に町制制度が施行した際に、本来であれば城東村の財産になるものだっ
たんですが、白田区のほうから白田区の所有にしてくださいという願い出があって、それを
城東村が認めて一時区有の財産となっております。その後大正4年ごろに、区が財産を所有
することを禁止、法律でされまして、内務省令によって、地区の財産の統一というものが行
われまして村のものとなっております。城東村です。ただ、村のほうで村所有の土地貸付規
定というのを制定しておりまして、そこで城東村から白田区への99か年の貸付地ということ
になりました。99か年というのは、字面のとおり99年という意味ではなくて、永久貸付を意
味するものとなっております、昭和34年には東伊豆町の発足時に、無償払下げの覚書も交

わされております。また、昭和54年には議会のほうの議決もされているというようなことでございます。

それで、どこがどうかということ、なかなか言葉で申し上げるのは難しいんですが、白田区の土地というか、白田と稲取のそもそも字境が、今の風車の建っている稜線とは全く違うところでございまして、風車が建っている稜線のアニマルキングダム側のほうまで白田区の土地が食い込んでいるような状況でございまして、その地番が振ったものについては、以前、資料としてもお出ししていると記憶しておりますので、御確認いただければと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） 以前、白田区の土地の配分は700万というようなことを聞いたこと覚えているんですけども、今回の土地の建設に係る白田区の部分については、昨日お聞きしたところ、約30%ぐらいだという話だったと思います。その30%という算定が今回、事業者から2,100万円入る3割ということで、700万円ということで、私もそういうものなのかなということで納得したところなんですけど、どうして700万円から1,000万円に白田区への配分が増えているんですか。その辺のところちょっとお聞かせください。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） これは事業用地全体でいいますと、75万7,800平米に全ての筆を合計するとなりますが、そのうち所有権の割合でいいますと、東伊豆町が71.6%、白田区が28.4%となっております。単純に今回の2,100万円をこの面積で案分をしますと、白田区の分は600万円ということになってまいりますけど、ただ、実際に風車が3基建つ場所については、全て白田区の99か年用地ということでございますので、そういったことを考慮して、町長と白田区で協議をした結果、白田区に1,000万円の配分をするというような内容となっております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） 地上権が設定されるのが白田のところが多いということになりますと、問題が発生したときに白田区にその責任というか、そういったものが及びませんか。白田区の土地になるわけですよ。それで配分しているわけですよ。それで、もし、何かあったときにその責任が白田区に及びませんか。白田区は事業者と何らかのその取決めを結ぶ必要があるんじゃないのか。町だけでいいのか。その辺のところ白田区にとってとても大切な

問題だと思いますが。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） その土地で何か問題が起きた場合の責任というのは、問題を起こした借主側に発生するものですから、白田区が貸したからといって白田区に何か責任が生じるというふうには考えてございません。

以上です。

（「協定は。協定というか、そういう取決めを結ぶ必要あるんですか」
の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） これは白田区には法人格がないことから、町の登記簿上は町が名前で預かっているということでございますので、GPSと白田区には何かの権利関係が法律上生じるということはないものですから、町が白田区に配分するに当たっては、町と白田区では配分の根拠等を示した覚書等のようなものを交わす必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほか、質疑ございませんか。

11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） お尋ねしますが、町長、これは事業目的が風力発電の建設ということですが、我が町は風力発電でたくさんの被害が出た、熱川のほうなんかを中心に出ている、そのことは御存じですか。その上でまた新しい風車を造るという事業に出資するということがちょっと納得できないんですが、どうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） まず風発、今、脱炭素、いろんな面で再生エネルギー化の、そういう中で私、まず最初、取壊し考えました。それと一般財源でもう何億何千万かかるという、やっぱり今の状況を考えたときに大変厳しいという中で、金融機関にどこか会社ありませんかとお尋ねしたところ、今回、発電事業者来た中でこの経過が進んでいるところでございます。そういう中でやっぱり熱川のことよく言われます。やっぱり熱川は熱川でありました。そういう中で、何回も説明したように熱川のときの今の基準、大分厳しくなっていると聞いております。そういう中でまた協定書などにより真摯に対応すると言っています。町と一緒に事業者も真摯に対応すると言っております。やっぱり熱川と、熱川のことも反省しながらこれ

は当然、やっぱり風力ということは私はこのクリーンエネルギーじゃなくていろんな面でエコリゾートタウンのシンボルでございますから、そうして今回の色々調査した中でも、机上ではもう問題ないということが出てきておりますもので、私としては別におかしくはないと考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） 熱川の事業も知りながら、その人たちに犠牲が出ているのも知りながら、なおもまた新しい事業が風力発電というところが、私は非常に納得できないところなんです。町長、これは上に例えば遊園地を造るであるとか、学校を造るとか、そういったような目的であれば、私はもう全く大賛成なんですけれども、これはいわば失敗した事業、町が風力発電で駄目だったということの上塗りに、また同じような犠牲者を出すような事業に投資しようとしているわけで、これは到底許されないと私は思うんで、町長、この辺は、今、協定書なんてふうに言っていますけれども、どこのいろんな現場見てきても、協定書とか何か言っても、例えば会社が潰れたり転売したりした場合には、ほとんど所在の分かんなくなるような、責任が分かんなくなるような内容なわけですよ。それで、みんな苦しんでいるわけですから、これは再考すべきだと思っています。

それと、町長、本当にこういった事業に今、残り任期少ない中で、これだけの事業に本当に責任取れるんでしょうか。どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 私は、これにかけては、風力発電事業者、これは信頼しております。そうしてやっぱり全協やったって、何回も何回も発電事業者も議会に対していろんなことやって、いろんな資料を出した中でこれは大丈夫だと言っていますよね。それは確かにイレギュラーがあるか分かりませんが、そのイレギュラーに対しましても真摯に町と事業者が対応すると言っておりますもので、それに対して、私はある程度責任を持って対応するつもりであります。その事業にもう一度何かイレギュラーがあった場合は、幾ら事業者が変わった、私が変わったとしても、それは当然、次の首長さんが風発事業者の方と何がしの影響を受けた住民の方には、真摯に対応してその方たちのことは一生懸命やると思います。

今回の熱川に関しましても、一応、町が入って保健師さん入った中で分譲地などで健康診断やったじゃないですか。それは藤井議員も知ってると思いますよ。それとないですよ、ほかのところには。やっぱりそれだけ町としてやるからには住民の安全・安心、これ守らなけ

ればならないと考えております。それだけ今回のこの風力発電、やっぱり熱川のとくと今の基準とか大分厳しくなっていると、これ前から私も説明聞きました。そういう中で、日本気象協会のほうからもある程度、影響はないのではないかということ言われておりますので、そういうこと全部懸案した中でこの事業は推進していきたいと考えておりますし、もし何かあった場合はこれは責任持って町と事業者、これで対応していく、これはもう責任持ってやる、これはもう明言していきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） これは、風車を現在の大きさの、出力で5倍、それから高さで2倍になるわけですがけれども、これを人家のすぐ上に建てる、そこの下には病院も湯ヶ岡の里という施設も、それからレップジャパンの施設も、そのほかの人たちもたくさん住んでいる。これは被害ないというふうに考えるほうがおかしいわけで、その知見を町長は各協定で真剣に考えると、責任を持ってなんて言いますがけれども、これは何の突っ張りにもならないわけで、建ったらもういわばおしまいなんです。今までそれはさんざん、見てきた例です。言葉としては事業者は、建てる前はうまいこと言って何とか建てさせる。しかし、一旦建てしまえば、裁判に訴えてもこれは町長御存じのように、低周波なんかないということで負けてしまうわけで、ただ町民が苦しむ、みんなそこから撤退するか、亡くなってしまうかになってしまっているわけですよ。そういった事業に町が今、過ちを繰り返して、これを改めないというのが本当の過ちだという言葉がありますけれども、こういうことを町のトップの方が残り任期間近に急いでやるということは、僕は本当に次の町長さんにも失礼だと思いますし、その辺を勘案の上、ぜひ、これは思い直していただいて、取り下げていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 町としては取り下げません。と申しますのは、8年以上かけてこれやっております。そんな中で藤井議員はもう、これは反問権使いたいんですけれども、それでは実際これがあって起きるという、そういう証明できますか。そこははっきり言ってできないですよ。確かにいろんな面でありますよ。熱川のそういうことがあったか、各地にあるか。全国各地そんなある訳じゃないじゃないですか。全国各地、例えば2割3割、それはありますよ。100%風力建ったところにそういう被害、これはないじゃないですか。

そして、今、私が言ったのは、やっぱり今度の事業者は信頼できる金融機関から紹介され

ました。やっぱり金融機関の責任感じます、それだけの。そういう中で私はもう今の会社信用しております。そういう中で私はもう町と風力発電事業が、本当そういうイレギュラー起きた場合も責任持ってやります。確かに私の任期は数か月しかありませんけれども、この事業に関しましてはもう8年以上前からこれはやっている事業でございますもので、そういうすぐに結論を出す、そういうことじゃないことだけは理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君）　ほか、質疑ございませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君）　僕はやっぱり一番問題は、町長が被害が出ないというふうに言い切ってしまうことに一番問題があると思うんですよ。やっぱりこれはどんなものでも100%出るとか出ないと、町長言われているように100%出るとも言えない。でも、100%出ないと言うことだってこれは言えないはずです。そういう中で町長の取るべき私は、責任というのは、やっぱり本当にこれで被害が出ないのかということについて、しっかりやっぱり町民を守るという立場に立って、やっぱり事業をチェックするということが大事でなかったのかなと、そういう点で言うと、町長からはそういう点が本当に私ども聞いていて、聞き取れなかったということがあります。

町長、その上で午前中も、今、町長が言われたような、その協定というような問題について話し合ってきたんだけど、僕は、町長、核心的な問題として、業者のほうでいえば、被害が出たときに補償等を誠実に行うという意向もあると。僕は問題は、風車の被害ということであれば、騒音であつたりいろんなものがあるんだけど、結局、これは出力を落とすというようなことをする以外に、ほとんどの問題が解決できない問題じゃない。私は、それは業者のほうも分かっていることだと思うけれども、町として、現在の町長として、もし被害があつた場合には、町民からそういう苦情等が発生するような状況において、やっぱり軽減運転をしっかり求めるということについては、これは議会での答弁ということになるけれども、町としてそういう選択肢はあるんだということを、これは確認できるのかどうかということが非常に一つ大事な問題です。

2つ目に、先ほどは町長いらっしゃらなかったけれども、やっぱり町民の中に、やっぱり本当に被害、影響が出るという状況があつたときに、それに対応するような一定の組織をつくり、やっぱり検証をしてやっていくというのは、これは町として最低限必要な問題だろうと。やっぱりこれは大きなものなんでしょうけれども、幾ら、我々が紙で書いて説明をしても、口

で言っても、分からない部分っていっぱいあるんですよ、町民の皆さんに。本当の問題は、その本当に大きなものが建ったときに影響が出るか出ないかって、そのときにならないと、本当に100%被害が出ないと言い切れなくて。本当にそのときに問題を解決するというしつかりとしたものが、熱川の場合は三者協議会等でいろいろやってきた。そういう一定のものをつくらなければ、町の土地に、いわば自分たちの土地に物が建ったら、自分たちが被害が起きるといような、またそれが解決できないんだったら、そういう事業は意味がなくなると思うんだけどもいかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 確かに山田議員が言っている反省すべき点は反省して、確かにその進め方、そういうことを言われればそこは反省していきたいと考えております。

そして、出力の関係でございます。この出力が本当にその出力が原因ならば、それは止めることも考えなきゃいけないでしょう。しかし、どの辺の出力によって相手方も基本的に営業ですから、何だかんだって全部、全部止めるわけにはいきませんので、ある程度それは止める場合もあるとは思いますが。全部が全部これはちょっとその辺は厳しいんじゃないかと考えております。ある程度の出力がいったときに、その住民から止めてくださいとか言いますが、全てが全て止めることはできないと自分は考えています。それは止めるときは止めてほしいとか言っていきたいと思っております。

最後、検証、やっぱりこれはやっぱり、熱川のときは町と分譲地の方、事業者が入りました。今度は町と例えば白田区さんなどが入ってもらって。検証する期間が必要と考えておりますので、それは前向きに検討してそう考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 導入される機種のカatalogなんかも見せていただいたわけですが、3,000キロワット発生する風車ということで、これをそのまま3,000キロワットで稼働させれば106デシベルの音が出るということはCatalogでもそのように紹介しています。現在、2,490キロワットでやると、送電線との関係でやると、そういうことを勘案しても大体104デシベルから5デシベルぐらいの音が出るんです。これはやっぱり出力を何ワットの運転をするかで、やっぱり騒音って違うわけですよ。熱川のやつも夜間3基は止めて、2基は50%出力を落とすということで音が小さくなることで、今、熱川の人たちもかなり、100%じゃないけれども、夜間も寝られるという環境ができているわけですよ。

やっぱりこの問題の解決というのは、100%で回されるのか、ないし、それを被害が出たとすれば、それを90%、80%、当然、例えば、今ある風車が103デシベル出るというわけですね、稼働していたときに。だから、そうしたら最初の目標としたらやっぱり103デシベルまで音を落とすということは、当然そういう課題になってくるわけです。だから、町としてそういう選択肢を持って臨まなければ、問題の解決というのには近づかないし、町民の苦情が出たときに、町の対応としては、そういうことを当然、ほかにもいろいろあるかもしれませんが、一番の原因というのはやっぱり音の大きさですから、やっぱり音を小さくすることは、出力を軽減する運転を町が要望するということを、選択としてちゃんとあるということをはっきりさせてもらわないと、これはいけないと思うんですね。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） 騒音に関しては本当は3,000が2,400、106が103。最初はそれでやと思います。当然、事業者ですから。それによってどのような影響が出てくるか、何にもなければそれが一番いいことでございますけれど、騒音に対していろんな苦情が出てきた、それがどれぐらいになるか、出てきているかね。それがまた事業者と話し合いになると考えておりますもので、ここでむやみに、そういう気持ちではいます。それがあと、どの辺か分からないもので、そういう騒音の苦情が多くの場合が出た場合は、町としてはそれは対応していきたい。それはそういう気持ちでおりますので、それは御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、気持ちがあるとかいうのではよく分かんなくて、やっぱりだから軽減運転を要望、その当然、根拠というのは事後のモニタリング調査等も含めて、データも取るということのようですから、いずれにしてもそういうときに、そういうものが選択肢の中にあるということをはっきりしておかないと、これはやっぱり町民の皆さんにも、また今後、変な問題になると思うんで、やっぱりそれはそういうどこまでどうお願いするかとかいうのは、それはまたそのときじゃないと分からないかもしれないけれども、やっぱり軽減運転するというのは当然、町としてのお願いするような選択肢だということは間違いないですよ。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（太田長八君） それは間違いありません。断言しても結構です。いろいろな中でもそう検証していきたいし、そういう場合はもう、町が出てやるということで、ご理解願いたい

と思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほか、質疑ございませんか。

11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） 県のほうに町長が今回の事業について、アセスメントしなくてよろしいというふうな書類出していますよね。しかし、県のほうからの意見書では、ちゃんと住民の納得を得なさいということとか、それからバードストライク、これについて注意しなさいというふうになっているんですが、バードストライクに関しては調査したのかどうか。

それから、もう一点、撤去費に関しての供託ということを考えているのかどうか、その辺、もう一度伺っておきます。

どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 今の県の環境影響評価の関係ですが、環境影響評価の関係については、GPSのほうから県知事に県の環境影響評価をする必要があるかどうかの判定をしてくださいということを、GPSのほうに提出をしております。県からの回答が、静岡県環境影響評価条例の規定による環境影響評価その他の手続を行う必要がないという判定が出ております。

今、藤井議員がおっしゃったことについては、同意だとか条件だとかということではなくて、県の留意事項ということで、理解が得られるように配慮してくださいとか、実態を把握して影響及ぼすおそれがある場合は、建設予定地の風力発電施設に対応したバードストライク対策を講じることということですので、事前に環境影響調査をする必要があるのかというのと、環境影響評価をする必要がないというのが県からの御回答ですので、そういった御理解をいただければと思います。

以上です。

供託金については午前中の全員協議会の中でも、GPSさんのほうから説明があったりですか、あと以前の議会からの要望の中でもお答えをしてありますが、これは今の法律上、積立てを経済産業大臣に毎年報告をしなければいけないということになっております。今現在、供託という形にするかどうかということは決まっていないという事業者さんからのお話でしたが、説明の内容とすると、プロジェクトファイナンスということで、その辺は銀行と取決めをすることになるので、実際に借入れをして、取決めをして、どういう形で

積み立てるかということが決まった場合には、町のほうにも報告しますということで、今日の午前中、御回答のほうをいただいたのは御承知のとおりでございます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほか、よろしいですか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

では、まず本案に反対者の発言を許します。

7番、須佐議員、よろしいですか。

○7番（須佐 衛君） 私は、この議案、第53号に対し反対の立場から討論します。

まず、質疑の中で白田区への配分金についてですが、10円と25円の格差をつけてその配分したところについて、これは町長の思惑、また白田区の協力というものを取り込むための配分金の設定というものについて不明瞭な点があると思うので、まず、その点を申し上げたいというふうに思います。

私は東京から来た人間ですから、地方がこのような形で都市に従属されるような姿が容易に想像できる。町の皆さんに言いたいのは、安易にこのような案件に乗ってはいけないということです。この地上権というのは次から次へと転貸可能です。条件のいいところに売られていきます。そのことについて土地の所有者は、口を挟むことができない。今後も同じような案件が必ず出てくる。この町を切り売りするようなことは決してあってはならないと、そのように思っています。そして、今、最短距離400メートルにあるアニマルキングダムと600メートルにある保育園の距離に、この巨大な風力発電所を設置する条例案が出ています。私はすぐさま否決しなければならないと感じています。

私は、熱川の風車の10号機から680メートルのところに住んでいますが、これまで三者会談等で大変な思いをしてようやく住める状況になりました。風車があおるときに、ガーンと回ったときには、うちで飼っている犬もおかしな行動を起こしましたし、嘔吐もありました。私自身も不整脈と高血圧というものに悩まされました。夜間停止や出力制限、それらのことが実施されてようやく私の稼業であるペンションを営業することができて、お客様から「朝、結構うるさいですね」などと言われることもあるんだということです。出力制限がされても風向きによって音が大きく聞こえます。夜に目を覚ますことも度々あるということです。あ

そこに住んでいた多くの人たちは半分の方は引っ越されましたし、また今も住んでいる人たちはやっぱり大変な思いをしているということがあります。

先ほど町長が言われましたが、熱川のその別荘地では、いまだに保健福祉センターで健康相談というものが行われている。血圧を測ってもらって、健康のチェックをしてもらっています。先月、久しぶりに開かれたんですが、私は行けませんでしたけれども、健康相談に7名の方が出席されたということです。これから東伊豆町は、移住者の方を多く受け入れる町になっていくと思います。うちの近所にまた最近引っ越された方がいます。そういった移住者の方が何を求めてこの土地に来るのか、観光客は何を求めてくるのか、それは手つかずの大自然であり、この自然環境であるということです。この期待を決して裏切ってはいけないということ、中途半端なことをしてはいけないということです。

町は協定書を締結するということで準備をしていますが、全協で示された案は被害を想定した案になっている。こんなことあり得るのでしょうか。被害者の相談窓口というものを設置すると言っていますが、被害を想定して行う事業など私には到底理解できません。行政では、私はあってはならないことだと思います。これから行財政改革を進める役場であって、どうやってその窓口で職員を捻出していくのか、そのことも不明な点が、はっきりした答弁が全協ではなかった。

そして、出力制限についても念頭がないということが事業者について言われました。この一件は、町がエコリゾートタウンの正当化、あの事業の正当化にやっているとしか思えません。熱川の温泉熱発電もしかり、けやき公園の小水力発電もしかり、失敗しました。私はもうきっぱりこのことはあきらめて、すぐさま風車を撤去していただきたい。何のために当初予算で1億2,100万円の予算措置をしているのか。撤去をして事業検証をすること、それが行政の第一義的責任じゃないですか。休止をさせてそのままやむやにされてしまうような形で、私はそういったことには納得できません。

繰り返しですが、熱川の風車で地域は大変なダメージを受けました。それは全国のニュースやマイナスのイメージ、不動産価値の低下、何より生活環境に与えた影響は非常に大きい。これ以上、いつのまにか住民がいなくなるという悲劇を繰り返してはいけないということを申し述べて、私の討論は終わります。

○議長（稲葉義仁君） ちょっと、先よろしいですか。1点、確認させてください。

須佐議員、すみません。聞き違いだったら申し訳ないです。

風力発電に関する条例案がという言葉が聞こえたような気がするんですけども、今回は

補正予算案で出資に関する補正予算の案が上程されております。そのことと言い間違いであれば修正をお願いしたいのですが、そのあたり、いかがでしょうか。それともこちらの聞き間違いだったのか。

○7番（須佐 衛君） いやいや、そういう条例案という、私は同じことだと思ってそういうふうに言いましたが。

○議長（稲葉義仁君） ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ、再開いたします。

7番、須佐議員より、討論における一部発言の訂正の申出がありましたので発言を許可いたします。

7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） 先ほど私の討論の中で、巨大な風力発電所を設置する条例案が出ていますという発言をしましたが、補正予算案が出ていますということで訂正をしてください。お願いします。

○議長（稲葉義仁君） お諮りいたします。ただいま、7番、須佐議員より申出がありました。討論における一部発言の訂正について、これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、須佐議員からの一部発言の訂正について許可することに決しました。

では、引き続き、次に本案に賛成の方の発言を許します。

2番、笠井議員。

○2番（笠井政明君） 私はこの補正予算に対して賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

この風力発電の事業譲渡、出資の関係ですが、これまで、町長並びに当局からの説明を受けてまいりました。全てにおいて100%の賛成というわけではございませんが、進め方その他もろもろは私どももまだ疑義があるところではございますが、現状の部分で言うと、環境

の部分、法律の部分、総合の部分というところで、日本気象協会をはじめ、事業者様の事実に基づくデータから検討するべきだと感じております。その場合、この事業に関して、また補正予算、出資に関してですが、反対をしていく部分、法律的な違反だったりとか、環境アセスメントの違反というものは、私は見受けられませんでしたので、この案に関しては賛成の立場を取らせていただきます。

○議長（稲葉義仁君） 次に、本案に反対の方の発言を許します。

10番、内山議員。

○10番（内山慎一君） 私はこの補正予算については、反対を表明いたします。ということは、先ほど申し上げたように、今の高さの2倍、それから出力が5倍にもなる、そういう巨大な風車が今の場所、今、町有の風車が建っているところに建てるのはいかがなものですか。

それともう一点は、いろいろな面で反省事項がある中で、町が出資してこの事業を行うということについては、当然、私は今の1点目と同じように2点目として、町が出資してやることについては反対であります。

この風車については、いずれにしてもいろんな数値の中で大丈夫じゃないかということのものが示されておりますけれども、私は、奈良本の例だとか、そういうほかのところの地区の例を取って考えると、いずれにしても全面的に、例えば保育園の子供さんだとか、あるいはその従業員の方、職員の方、そういう方が全員が気分が悪くなるとか、そういうことではないと思うんですね。ある程度、一部の具合が悪いということが奈良本の中でも見えます。個人差もあると思います。そういう中で巨大なそういう騒音だとか、それから低周波とかそういうものがあるものについては、私どもの目にはなかなか見えにくいというか、表面で表せないところもあります。

それから、アニマルキングダムについては、動物もいますし、それから従業員の方も大勢いらっしゃいます。そういう中で、現在の町有の風車のときに、一部風があるときだとかそういうときについては、宿直なさっている方については相当な音が聞こえたとか、そういうことの事例もあるわけです。そういう中で今の2倍の高さ、それから4倍以上の出力があるようなものに対して、影響がないということはまずないと思うんです。

そういう点で、私は、現在考えているような形で今の場所に造ること自身は反対です。それと行政が出資してやることは反対です。もし、風車をやるとすれば、影響がない、もっと今の風車が建っている上のほう、向こうのほうに町有地の部分があれば、そこに建てられるような方向に融通していくようなことを私は望んでいます。そういう点で、今回の件につい

ては反対をいたします。

○議長（稲葉義仁君） 次、本案に賛成の方の発言を許します。

いらっしゃいませんか。

5 番、栗原議員。

○5 番（栗原京子君） 私は、今回の予算案に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

賛成と申し上げましても、やっぱり不安はいろいろ最初はありました。本当に2倍の大きさのものができて、町民の方に健康の被害が出ないのか、音はどうか、シャドーフリッカーの影響はどうか、保育園の子たちは大丈夫なのか、アニマルキングダム動物たちには影響は出ないのか、いろいろ協議を重ねて様々な説明を受けてまいりました。

今、本当に町長も先ほどおっしゃいましたけれども、国が国を挙げて脱炭素社会にかじを大きく切りました。あの熱川の風車の問題もありましたけれども、あの頃とは違う、本当に厳しい規制がかかっていますし、またこれから様々な形で検討委員会が持たれ、風車の設置に関しては環境の問題だとか、地域に対する問題だとかに対してのいろいろな法整備が進められているさなかであります。その面に関しまして、法的には特に問題はないということも分かりましたし、また、これから先、何か苦情が出た場合、もし健康被害が出た場合に、町民の人はどうしたらいいんだろうということで、協定書のほうも確認をさせていただきました。

先ほど、須佐議員のほうからは、最初から健康被害を想定しての協定書を結ぶのはおかしいのではないかという意見が出ましたけれども、そうではなくて、コロナワクチンのときもそうでした。もし、副反応の健康被害が出た場合は、国が全面的に補償しますというものがうたわれておりました。これは、もし、被害が出た場合に、その被害者に対しての救済措置であります。なので、それを被害を想定しての協定書というよりは、もし、出た場合にどう対応するか協定書でありますので、逆に、これはうたわれることは必要であるかと思えます。

また、内山議員のほうから、町が出資することには反対だという意見もありましたが、これは町が出資することによって、町が一切関係のないところでこの事業が始まると、町民に対して何かあった場合に、町は物が申せなくなります。ただ、出資をしているということで、その責任の一部を町が担うような部分も出てまいりますので、町が窓口になって、そういう対応に当たることができるという意味で出資も反対ではございません。

ということ、以上もろもろの意見で、私はこの予算案には賛成の意見とさせていただきます。

す。

○議長（稲葉義仁君） 次に、本案に反対の方の発言を許します。

討論ございますか。

11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） 私は議員というのはやっぱり、多少は勉強してみんなより一步ぐら
いは、半歩ぐらいでもいいから前に行って、物事を見ていなくちゃならないんじゃないか、
その際には勉強と同時に、過去の知見、事実、現場、たくさんのところに行ったりしまして、
私は風車の被害を見てきました。今、あるかないか分かんないとか、規制が厳しくなってい
るとか言うておりますけれども、今日は町長もうなずいていましたように、これは国の裁判
なんかに訴えても負けてしまうような事案で、非常に苦しんでみんな亡くなっている、ある
いは、よそのところに引っ越している、こういったことが現実であります。

そういう事案を、撤去費もどうなってんだというふうに聞きましたら、巨大なもの造られ
て撤去費もまだ、供託しているわけではない。あれこれいろんな話しましたが、撤去
が決まっているわけではないということは、ずっとこの風車がこの町に残される可能性は非
常に高い。私はそういう意味では、この町から少なくとも片瀬、白田のほうの方が次々ここ
の土地を後にしてしまうんじゃないか、それは現実には熱川別荘地で起こりました。土地の下
落もありました。この町は私は本当に終わってしまうんじゃないか、よそから見て何という
愚かな町なんだ。あれだけ被害が出ているのにまだ分かんないのか。私はこの町の衰退を憂
えるわけでございまして、今回に関しては、何としても事業者のもうけのために町民に犠牲
を強いるようなことがあってはならない、こういった立場から私は断固反対させていただきます。

○議長（稲葉義仁君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

討論ございませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 賛成というか、この間何回も話し合ってきたんだけど、議会の
中では、反対というコンセンサスを得ることはできませんでした。町長は残念ながら町民の
被害等に対する対応を十分取ろうという姿勢も私は十分感じませんでした。今日も午前中も
協定書等々を協議しましたけれども、こうした協定書も含めて、議会からの再三のやっぱり
要望やチェックがあつて、ああいう協定書もできたんじゃないかというふうに思っています。

私自身も反対の気持ちというものはないわけではありませんが、しかし、何の規制もなく

ただあれをそのまま無条件で建てさせるということは、いかにしてもこれは絶対させてはならないという状況ではないのかな。そうすると、やっぱり熱川の教訓の中でもあるように、やっぱり協定を結び、話合いの窓口をつくり、しっかりとそれをフィードバックして、軽減運転等を含めた対応をするということが、この協定を活用していくことが今、一番必要なことではないかなという選択をせざるを得ない。何もしない反対ではなく、何らかの規制をかけて最大限町民への被害を最小限にとどめる、また起きないようにするということの協定の意味合いを活用していくことを、私は少なくともよりどころにしておきたいと思いますので、あえて反対という立場は取らないということを表明いたします。

○議長（稲葉義仁君）　ほか、討論ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君）　これで討論を終結いたします。

これより議案第53号　令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君）　ちょっと立っててください。今、カウント中です。

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎動議の提出について

○議長（稲葉義仁君）　14番、山田議員。

○14番（山田直志君）　賛成者を得まして、議案第53号　令和3年度東伊豆町一般会計補正予算に対する附帯決議を提出をしたいと思います。

◎日程の追加について

○議長（稲葉義仁君）　お諮りします。ただいま14番、山田議員から発議第4号　議案第53

号 令和３年度東伊豆町一般会計補正予算（第６号）に対する附帯決議についてが提出されました。この動議は１人以上の賛成者がありますので、成立しました。

これを日程に追加し、追加日程第１として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。したがって、発議第４号 議案第53号 令和３年度東伊豆町一般会計補正予算（第６号）に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加日程第１として議題にすることに決定しました。

資料配布のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 ２時０６分

再開 午後 ２時０７分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◎追加日程第１ 発議第４号 議案第５３号 令和３年度東伊豆町一般会計補正予算（第６号）に対する附帯決議について

○議長（稲葉義仁君） これより追加日程第１ 発議第４号 議案第53号 令和３年度東伊豆町一般会計補正予算（第６号）に対する附帯決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

14番、山田議員。

（１４番 山田直志君登壇）

○１４番（山田直志君） 朗読を持ちまして、提案とさせていただきます。

発議第４号 議案第53号 令和３年度東伊豆町一般会計補正予算（第６号）に対する附帯決議。

地方自治法第112条及び会議規則第14条第２項の規定により、議案第53号 令和３年度東伊豆町一般会計補正予算に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

令和3年11月9日提出。

東伊豆町議会議長 稲葉義仁様。

提出者 東伊豆町議会議員 山田直志。

賛成者 東伊豆町議会議員 笠井政明 楠山節雄 西塚孝男 栗原京子 村木 脩 定居利子。

1枚おめくりください。

議案第53号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議。

町の風力発電事業は、平成15年から「ならいの風」などを再生可能エネルギーに変え、地球温暖化防止に寄与すべく取り組んだ先進的な取組であり、今日まで一定の売電収入を確保し、太陽光発電施設整備の補助等に活用され、さらに、風力発電施設の視察や見学会などを開催するなど観光資源としても活用された。

しかしながら、財政面では当初利益が見込まれた風力発電事業が、一般会計の財源を投入し、解体には起債を必要とする事態に至った。

このような状況のもとで、町の風力発電事業は廃止され、民間の新しい風力発電事業へと移行するため、本臨時会で、民間事業者への風力発電事業への出資を行う補正予算が議決された。そこで、下記事項について対応を求める。

記

1 町営風力発電事業について、保守管理等のあり方や一般会計への繰出しは適切であったのか。事業検証について責任を持って行い、今後の町政全般に活かされることを求める。

以上、決議する。

令和3年11月9日。

東伊豆町議会。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 資料のかがみのところで一部訂正がございました。

具体的には、発議第4号のところのタイトルの下、文章のところで、議案第21号と書いてありますが、ここ、議案第53号の誤りでございます。

この表題のとおりの名前の附帯決議ということですみません。御承知おきくださいませ。

では、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番、鈴木議員。

○12番（鈴木 勉君） ただいま提案をされましたこの文書によりますと、保守管理のあり方や一般会計への繰出しは適切であったかを検証すると、ここに明記されているわけなんですけれども、この検証先は町に対するものですか、どうかをお聞きしたいなと思います。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町として事業を自ら運営してきた事業を検証するということですから、それについてまた町民や議会に対しても、しっかりその結果を報告していただくというふうに思いますが、よろしく御理解ください。

○議長（稲葉義仁君） よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。

7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） 今、この発議ですけれども、こういったものというのは否決して出てくるものなんじゃないんですか。何か賛成してこういったことが出てくるということは、私はちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですよね。何だろう、その保守管理等のあり方、一般会計の繰出し、その都度議会が認めていることですよね。それを、事業検証を責任を持って行いと、先ほど鈴木さんも言われたけれども、それ議会がやんなきゃいけないことじゃないんですか、それは。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町が計画をして、その事業が今回、この補正予算を持って終結をするということになります。否決か可決かという問題ではなくて、事業が十数年にわたって行ってきた事業がよかったのか悪かったのかということを検証するということは、どういう事業であれ、継続される継続されないということも含めても、事業を検証するということが必要だと思います。

私は、議会も、その内容においては検証をする必要もあると思います。議員の中でも、我々の中でも、保守点検の費用がかかり過ぎるんじゃないかというようなことを議論したこともありますし、一方では、一般会計への繰出しが多いんじゃないかとか少ないんじゃないかとか、こういう議論はしました。しかし、確かに私たちも当局が示したものについて否決するとか修正するとか、そういうことをしないまま、結果として今日を迎えました。ということで見れば、私たちも検証をしなければならない。しかし、主要な事業の情報等々は、町が持っているわけですから、第一義的に町がそのことについて検証をしていただくと。

また、そうした中身について、議会もやっぱり再度この事業について検証すると。補助金

2分の1で、大変おいしい事業だというふうに思って当初やったものが、本当に大きな、結果的には予想どおりの収益が上げられなかったということもこれは事実でありますから、そういうことについてしっかり反省する、検証するということは議員も必要です。だから同時にやるということじゃないかと思います。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） 一般会計への繰出しは適切だったのかとありますけれども、一般会計からの繰入れのほうがもっと大事なんじゃないですか。一般会計から繰り入れたんですから、最後。そのことをやっぱり我々がしっかり止めておけばよかった。私はそう思うんですよね。その点についていかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） ある程度、当初、四、五千万円の売電益が一時六千万、七千万円というような売電益を得たときもありました。こういうときに、議員も積極的に繰出しするというような方向で議論していたことも事実ではないかと思います。

一般会計からの繰入れについては、この間、約二千万からの費用を投じていますけれども、そのことについてはその補正予算を組むたびに附帯決議もつけたり、それぞれもしてきたわけです。しかし、風車が当局の説明によっても、止めていても発電をしていなくても、羽根の方向性を操作したり、そのための必要な電力等々が必要であるということについては、この間もここで話し合ってきたことであります。その繰入れをしなければよかったということというのはそれはまた違う問題だし、補正予算の審議の際にそれらについてもしっかり附帯決議等をつけるなり審議をしてきたということだと思います。出さなければ全ていいかと言うと、現状では風車がある以上、維持管理上必要な最低限のものだということの説明もあったのではないかと思います。当然、そういう事態に至ったわけですから、そのことを含めてちゃんと運営について、町がどういうふうに運営してきたのか、そういうことについてはしっかり検証するということだろうと思います。

○議長（稲葉義仁君） ほか、質疑ございませんか。

11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） 事業検証は、私は必要だとは思いますが。

ただ、これは順序が逆で、今、新しい事業が始まるよと、それに賛成だよと言ってから事業検証するというのは、私は逆じゃないかと思います。町の事業は、例えば失敗でもいいんです。必ずしも成功するとばかりは限らないんで。私は失敗も失敗として、やはり、これは

全国民にそれこそ共有する財産ですから、そういう例を検証するということは必要だと私は思っております。

ですから、例えばの話、どうするというようなことを町民と相談して、あのポールの高さは37メートルですから、羽根だけ外してそのままだっていんじゃないのと、羽根がなきゃそれはそれでいいんじゃないのということだって、その中から出たんじゃないかと思うんですよ。

しかし、今、もう既に新しい事業に土地を貸して、失敗するんだと言っているときに過去の検証は、ちょっと順序が逆、歴史の逆戻りだと私は思うんで、これは検証しないよりはしたほうがいいですけども、あまり意味のないことだなというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 藤井議員、質問内容をお願いいたします。

○11番（藤井廣明君） なぜ、この段階で出すんでしょうか。私はこれは、検証に関してはもっともっと早くに出すべきじゃないかなというふうに、町に要請すべきじゃないかなと思いましたがけれども、新しい事業、決定してから過去の事業を検証するなんていう愚策が出るということはちょっと信じがたいことなんで、なぜそんなものが現在出てきたのかなというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 藤井議員も一般質問等で検証を求めたというふうには私も記憶しておりますけれども。今が遅いということであれば、じゃ、なぜ藤井議員は一般質問で町長が検証しないというその段階で、こういう議案等を出さなかったのかなと。私は何もしないまま、一つの事業を終えるということは決してあってはならない、当然職員に対しても、町も効率的な合理的な行政運営を求めていく中で、町も議会もやっぱり当然、PDCAサイクルに基づいてしっかり一つの事業を検証するということは、どんな状況でも、事態でも必要だと思います。藤井さんがもし、もっと早くにやるべきだということであれば、もっと早くに藤井さんがこういう議案、検証すべきだという議案を提出してくだされば、その段階で私も賛成をしていました。

しかし、そういう行動は一切ないまま今日に至って、そのままこのことが曖昧にされるということは、当然許されないことですから、私は最低限そのことについて、町としては検証し、はじめをつけることが必要だというふうに思いますので、こういう議案を出したところでございます。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） これに関しては、町営風車に関しては、私は既に稼働してから6年数か月、7年に入る前にもう既に赤字ではないかと、これでこのままいくと、故障続きで、町の財政を持ち出しになりますよということを言っております。

また、事業検証が必要だということはその後も申ししておりますが、課長なんかが申すには、全部風車を撤去して、そしてきれいにした後には町では撤去するんだというふうに言ったと思います。そのように検証の必要性に関しては、私は常々何回か、町の議会、全協等の席上でも申しおりました。この議案書に出すか出さないか、そういうことはちょっと揚げ足取りじゃないかなというふうに私は思います。

○議長（稲葉義仁君） 藤井議員。これは質疑です。意見の表明ではなくて、質問がある際に発言をお願いいたします。

改めて伺います。質疑はございますか。端的にお願いいたします。

○11番（藤井廣明君） 山田議員はその辺、知らなかったわけじゃないし、なぜ私に対してそのような発言されるのか。

○議長（稲葉義仁君） 藤井議員。今回の動議に対する質疑です。ちょっと感情的なやり取りになっているような気もするので。今回の件に対して不明な点を伺っていただくというのが質疑だと思います。疑問点について端的にあるようでしたらおっしゃってください。

11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） それじゃ、私はここの中に附帯決議として先ほどの事業を推奨するというものに対する附帯決議ですから、その場合は犠牲者が出た場合、苦情があった場合にはこれを直ちに止めることをできるというようなことを第2項として入れるべきだったんじゃないかと思うんですが、山田議員、常日頃の発言の中にも関わらず、ここに盛り込まなかった理由について教えてください。

○議長（稲葉義仁君） 藤井議員、ごめんなさい、それは藤井議員の意見ですよ。新しい項目をつけろというのは、この議案に対する評価ではなくて意見だと思います。もしされるようであれば討論のほうでお願いできませんか。よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

では、まず、恒例どおり反対の方の討論からお願いしたいと思います。

12番、鈴木議員、お願いいたします。

○12番（鈴木 勉君） 今、山田議員のほうから附帯決議が出されたわけなんですけれども、この内容につきましては、非常に当時のことを振り返りますと、僕たち含めて3人ぐらいの議員がこの風力発電を建設するというときに議員に在籍していたのではないのかなと私は思うわけでございます。

そういう中で、今度のこの風車につきましては、なぜああいうものを建てたときのいきさつだとか、それから現在ここに指摘されているような一般会計からの歳出につきましても、これは当局側も責任はあると思うんですけれども、議会をやっている議員の私たちにも責任があると僕は感じているわけなんですよ。

ですから今回、この文言の中に、先ほど、私、この検証の相手は町に対するものですかという質問をしたんですけれども、そういう中に、やはり当局側にも求めるし、議会の私たち議員のほうにも、これについての検証をちゃんとしていくんだという、そういう明記されたものが私は必要だろうと思うもので反対をさせていただいております。

○議長（稲葉義仁君） ほか、討論ございませんか。

賛成の方、いらっしゃいますか。

2番、笠井議員。

○2番（笠井政明君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

まず、この附帯決議に関してですが、先ほどの一般会計補正予算に行うに当たり、今までの事業検証を必ずするべきだということで強く議会から求めるものでございます。今、鈴木議員がおっしゃったとおり、この風力発電事業に関しては、当局も当然、事業検証を行っていく、それは山田議員の説明の中でもあったとおり、それをもって、当然議会としても検証していかなければいけないと私も思っております。そのための一歩として、議会側から当局側へ要請する附帯決議でありますので、私は賛成の立場で表明させていただきます。

○議長（稲葉義仁君） 反対の方、いらっしゃいますか。

先に、11番、藤井議員。お願いいたします。

○11番（藤井廣明君） 私は、先ほど申しましたように、これを附帯決議が何に対する附帯決議かと言いますと、新しい風車を建てるということに町の土地を貸すんだと、そのことに対して賛成ということが決まったわけで、それに対する附帯決議ということであれば、その

事業の内容について、やはり何らかの形のこれはブレーキをかけるなり、要望をするなり、さっきちょっと申しましたが、住民から苦情が出た場合、被害が出た場合、それは直ちに風車を停止してほしいというような内容であれば賛成できるんですが、過去を検証しましょうというようなことが今回の53号補正予算にはあまり関係ない。それは検証は必要です。しかし、直接的にその提案された議案に対しての附帯決議としてはふさわしくないというふうに思いますので、反対させていただきます。

○議長（稲葉義仁君） ほかに賛成の方、討論ございませんか。

よろしいですか。

では、反対の方、ほかにいらっしゃいますか。

7番、須佐議員。

○7番（須佐 衛君） 私は反対の立場から討論しますが、まず先ほど言いましたように、こういったものというのは、先ほど否決してから撤去、検証ということに結びつくのが筋ではないかと思うんだけど、こういう形で賛成した後にこういう形のものが出る部分、自分としても納得いかない部分があります。

そして、私、当時建設された当時のことは私も議員じゃなかったからよく分からないんですけども、確か5億円ぐらいの風車建設の予算で、半分の2億5,000万円が補助金だったような気がします。その他もろもろ建設費用にかかった中で、当時基金などなかった時代にやっぱり一般会計に戻すというのが多少必要だったのかなと、その当局の考え方としてあったのではないかなというような気がしています。逆に、我々が議員として、今、ある中で、一般会計からの繰入れを認めて、その風車の息を延ばしたということのほうが私はもっと大事なことだと、あれは間違っていたんだというふうに思い返し、そういうふうに私は思っています。

それとあと、度々こういう附帯決議が出されますけれども、果たしてこういったことが議会として意味があるのかなというような気がしています。郵便局の委託のときにも、そういうようなことがありましたけれども、何かこれが議会として出すことも大切なのかもしれないけれども、意味があるのか、そういうこと自体も思いますから反対します。

○議長（稲葉義仁君） ほか、討論ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結します。

発議第4号 議案第53号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 少々お待ちください。起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和3年東伊豆町議会第3回臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

閉会 午後 2時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____